

サービス利用料金表

《多 床 室》（令和3年8月1日より）自己負担額が1割負担の方

1. ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	5,810 円	6,499 円	7,219 円	7,909 円	8,588 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,229 円	5,849 円	6,497 円	7,118 円	7,729 円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	581 円	650 円	722 円	791 円	859 円
4. 居住費及び光熱水費	855 円	855 円	855 円	855 円	855 円
5. 食費 （食材料費・ 調理費相当 分）	令和3年 8月1日 より 1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円
6. 自己 負担額合計 （3+4+ 5）	令和3年 8月1日 より 2,881 円	2,950 円	3,022 円	3,091 円	3,159 円

《多 床 室》（令和3年8月1日より）自己負担額が2割負担の方

1. ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	5,810 円	6,499 円	7,219 円	7,909 円	8,588 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	4,648 円	5,199 円	5,775 円	6,327 円	6,870 円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	1,162 円	1,300 円	1,444 円	1,582 円	1,718 円
4. 居住費及び光熱水費	855 円	855 円	855 円	855 円	855 円
5. 食費 （食材料 費・調理費 相当分）	令和3年 8月1日 より 1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円
6. 自己 負担額合計 （3+4+ 5）	令和3年 8月1日 より 3,462 円	3,600 円	3,744 円	3,882 円	4,018 円

なお、保険者（市区町村）への申請により介護保険負担限度額の設定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際負担していただく額は、次ページの表のとおりとなります。

利用者負担第1段階（例）生活保護受給者

1. ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	5,810 円	6,499 円	7,219 円	7,909 円	8,588 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,229 円	5,849 円	6,497 円	7,118 円	7,729 円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	581 円	650 円	722 円	791 円	859 円
4. 居住費及び光熱水費	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
5. 食費（食材料費及び 調理費相当分）	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
6. 自己負担額合計 （3 + 4 + 5）	881 円	950 円	1,022 円	1,091 円	1,159 円

利用者負担第2段階（例）年金収入等80万円以下の方

1. ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	5,810 円	6,499 円	7,219 円	7,909 円	8,588 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,229 円	5,849 円	6,497 円	7,118 円	7,729 円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	581 円	650 円	722 円	791 円	859 円
4. 居住費及び光熱水費	370 円	370 円	370 円	370 円	370 円
5. 食費（食材料費及び 調理費相当分）	390 円	390 円	390 円	390 円	390 円
6. 自己負担額合計 （3 + 4 + 5）	1,341 円	1,410 円	1,482 円	1,551 円	1,619 円

利用者負担第3段階①（例）年金収入等80万円超120万円以下の方

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	5,810円	6,499円	7,219円	7,909円	8,588円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,229円	5,849円	6,497円	7,118円	7,729円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	581円	650円	722円	791円	859円
4. 居住費及び光熱水費	370円	370円	370円	370円	370円
5. 食費（食材料費及び調理費相当分）	650円	650円	650円	650円	650円
6. 自己負担額合計（3+4+5）	1,601円	1,670円	1,742円	1,811円	1,879円

利用者負担第3段階②（例）年金収入等120万円超の方

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	5,810円	6,499円	7,219円	7,909円	8,588円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,229円	5,849円	6,497円	7,118円	7,729円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	581円	650円	722円	791円	859円
4. 居住費及び光熱水費	370円	370円	370円	370円	370円
5. 食費（食材料費及び調理費相当分）	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円
6. 自己負担額合計（3+4+5）	2,311円	2,380円	2,452円	2,521円	2,589円

※上記3. のサービス利用に係る自己負担額については、ご自身の収入等の金額により、ご利用者の自己負担が3割となる方もあります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 一泊外泊について（契約書第23条参照）には外泊期間中、全食とらない日数分の食費は利用料金から差引きます。

（令和3年8月1日より1日あたり1,445円）

☆ご契約者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

☆初期加算として、新規入所された場合もしくは30日を超えて入院した後に施設へ戻られた場合には、最初の30日間分については、初期加算分として1日あたり31円をご負担して頂くこととなります。また、退所前後の指導や、退所時の相談援助の場合には、自己負担額の加算があります。

☆日常生活継続支援加算として、介護福祉士の割合及び新規ご利用者のうち、要介護4・5の占める割合が70%以上又は、新規ご利用者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が65%以上、痰の吸引等が必要な入所者の占める割合が15%以上の要件を満たし場合、1日あたり約37円の加算となります。

☆口腔衛生管理加算として、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、ご利用者に口腔ケアを月2回以上行う事及び、歯科衛生士が介護職員に具体的な技術的助言および指導を行い、歯科衛生士が介護職員からの相談等に必要に応じて対応することにより1ヶ月あたり、約92円の加算となります。

☆再入所時栄養連携加算として、利用者が医療機関へ入院し、施設利用時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し、退院後の栄養管理に関する調整を行った場合1回あたり約406円の加算となります。

☆個別機能訓練加算（Ⅰ）として、機能訓練体制を整え、利用者の身体機能等を適切にアセスメントし、多職種協働により個別機能訓練計画を作成、実施した場合は、個別機能訓練加算として1日あたり約13円ご負担していただくこととなります。

☆個別機能訓練加算（Ⅱ）として、個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している場合であって、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算（Ⅱ）として、1ヶ月にあたり約21円の加算となります。

☆科学的介護推進体制加算（Ⅰ）

① 施設は、ご利用者の、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、提供する施設サービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCA サイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築及び、その更なる向上に努めた場合、科学的介護推進体制加算として1ヶ月あたり約41円の加算となります。

☆安全対策体制加算

安全対策体制加算は、事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合、入所日当日に限り、約21円の加算となります。

☆看護体制加算Ⅱとして、看護職員を常勤換算法で、施設におくべき看護職員の数に1名を加えた数以上配置している場合及び病院等の看護職員と連携、24時間の連絡体制を確保する事により、1日あたり約9円の加算となります。

☆夜勤職員配置加算として、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準以上の配置を行い、夜勤帯を通じて喀痰吸引等の実施が行える職員を配置した場合、1日あたり約17円の加算となります。

☆精神科医師定期的療養指導加算として、認知症である利用者が施設全体の3分の1以上を占める場合、精神科医師の往診により1ヶ月に2回以上の療養指導を行われた場合に、1日あたり約5円の加算となります。

☆介護職員処遇改善加算として、介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、届け出を行い、介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、また職員の資質向上のための研修会を実施した場合、介護職員処遇改善加算として、1日あたり、要介護度に応じて約47円～70円の加算となります。

☆介護職員等特定処遇改善加算として、届け出を行い、算定要件による基準を満たした場合、1日あたり、要介護度に応じて約17円～27円の加算となります。

☆療養食加算として、治療の手段として医師の発行する食事せんに基づき提供された療養食（糖尿病食、腎臓病食等）に関しては、1日3食を限度として1食あたり、約6円の加算となります。

※上記加算金額については、1割負担の計算を行っております。自己負担が2割又は3割負担の方は、それぞれ負担額が増額致します。

⑩ 契約書第 21 条に定める所定の料金

ご契約者が、本来の契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり居住費・食費を含む）

ご契約者の要介護度 別料金	要介護度 1 8,110 円	要介護度 2 8,799 円	要介護度 3 9,519 円	要介護度 4 10,209 円	要介護度 5 10,888 円
------------------	-------------------	-------------------	-------------------	--------------------	--------------------

☆なお、この期間中において、介護保険による給付があった場合には、上記の表により計算した金額からこの介護給付額を控除することといたします。

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。